

議 事

# 報 告 事 項

報告第31号

コミュニティバスの検討について（その4）

コミュニティバスの検討について報告する。

平成16年9月3日提出

南部町・南部川村合併協議会

会長 山田五良

コミュニティバスの検討について	
事務協議	<p>1. コミュニティバスの実施について検討を行う基礎資料として、地域の交通の現状を把握するため別紙のとおり「みなべ町のバスに関するアンケート」を実施する。</p> <p>2. 新町におけるコミュニティバス事業の実現化に向けて調査研究を行うことを目的に「コミュニティバス導入検討委員会」を設置する。</p> <p style="text-align: right;">（平成16年1月22日 第11回協議会協議）</p> <p>「コミュニティバス導入検討委員会」を設置。</p> <p style="text-align: right;">（平成16年7月22日 第13回協議会報告）</p>
報告事項	<p>「コミュニティバス導入検討委員会」からコミュニティバス事業の実現化に向けての調査・研究について、別紙のとおり報告があったので提出する。</p>

## コミュニティバス導入に関する提言

### 1. はじめに

本年10月の南部町・南部川村合併を間近に控えたなかにあつて、『新町まちづくり計画』において、高齢者などの交通弱者の利便性向上などを図るための身近な交通機関としてコミュニティバスの導入について検討することが提案されておりました。

コミュニティバス導入について検討を行う機関として、「コミュニティバス導入検討委員会」が設立され、委員の方々による財政面、町民の利便性向上を中心として検討を重ねて参り、本日ここに提言書を提出いたします。

### 2. 検討経緯

年 月 日	検 討 経 緯
平成16年1月	住民アンケート実施
平成16年4月1日	住民アンケート中間報告（協議会だより第17・18号）
平成16年5月31日	第1回導入検討委員会開催（協議会だより第20号）
平成16年7月22日	第2回導入検討委員会開催
平成16年8月2日	第3回導入検討会（新町内現地見学会）
平成16年8月24日	第4回導入検討会開催
平成16年9月3日	提言書提出

### 3. 主な検討事項

本検討委員会における主な検討事項は、以下の点でありました。

新町の財政事情とコミュニティバス導入の予算措置

現状の公共交通機関利用状況および補助金

コミュニティバスの利用率と先進地の収支状況

特に、点目のコミュニティバス利用率と収支状況については、コミュニティバス導入事例からして、厳しい状況であることが報告されました。

#### 4. 提 言

新町の財政事情は楽観視できる状況でなく、税制改革も先行きが不透明な状況においてコミュニティバス導入に慎重な方々の大半は、コミュニティバスの利用率、経費負担の増加およびバス等の既存公共交通機関への影響を懸念されておられます。

しかしながら、コミュニティバスは合併重点施策であり、また本年1月に実施した住民アンケートにおいて高齢者などの交通弱者への移動支援として概ね半数の方々が、コミュニティバス導入は必要と回答し、約3割の方が利用すると回答されています。

よって、本検討委員会は住民意向の重視・合併による新町の地域間交流を図る交通手段の一方策として、コミュニティバスの試験運行を提言いたします。

コミュニティバス導入の目的としては、「交流と出会いの場の提供」、「高齢者などの活動支援」、「商店街の活性化」と提案いたします。

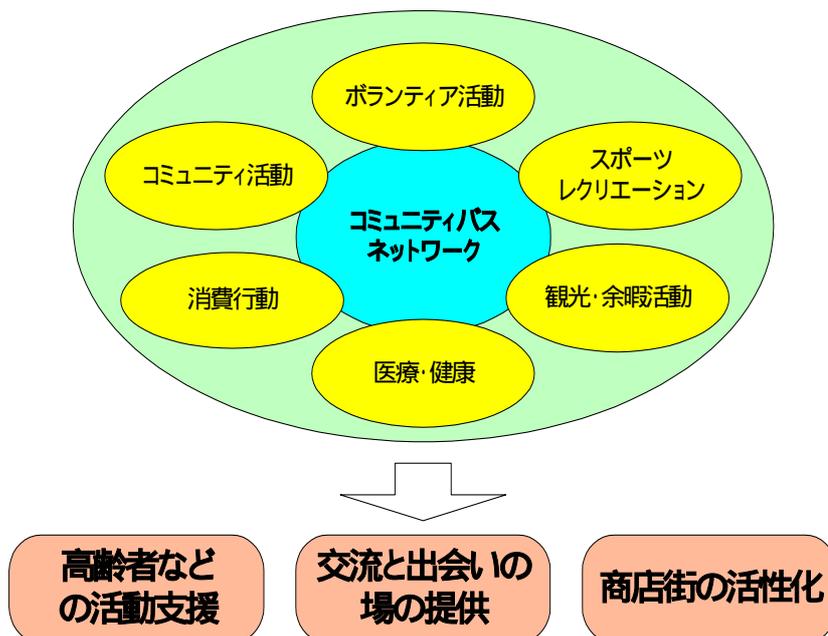
なお、コミュニティバスはあれば良いと言うものではなく、多くの町民が利用してはじめて価値有るものとなります。

したがって、コミュニティバス試験運行にあたっては、利用者の実態を把握するために、運行ルート、停留所の位置などいくつかのパターンを試行し、改善すべき点は積極的に改善して利用率の高いコミュニティバスの運行を目指し、本格導入についての利用実態データを収集する必要があります。

尚、試行運行の期間については新町での検討課題といたしますが、試行運転導入時期は平成17年度中とし、運行ルート、料金、運行方法なども含め、仮称「コミュニティバス運行委員会」などの検討機関を設置すべきと考えます。

新町の財政状況とのバランスを考慮し、財政負担を軽減するためにも費用対効果などを検証することがまず必要であり、住民サービスや利用率の高いコミュニティバス運行に努めることを課題として本提言といたします。

新町コミュニティバス導入目的



報告第 3 2 号

指定金融機関等について

指定金融機関等について別添のとおり報告する。

平成 16 年 9 月 3 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

指定金融機関等について

報  
告  
事  
項

みなべ町の指定金融機関は、みなべいなみ農業協同組合とする。

収納代理金融機関は、株式会社紀陽銀行、きのくに信用金庫、和歌山県信用漁業協同組合連合会、日本郵政公社近畿支社とする。

報告第 3 3 号

みなべ町の特別職の報酬について

みなべ町の特別職の報酬について報告する。

平成 16 年 9 月 3 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

協議第 新町まちづくり計画	
確認事項	<p>特別職の身分の取扱いについて (平成14年12月11日第2回協議会確認)</p> <p>新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>特別職(首長・助役・収入役・教育長)及び行政委員会委員等(教育委員・選挙管理委員等)の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、南部町長と南部川村長が協議して定める。</p>
報告事項	<p>みなべ町の特別職の報酬について、別紙のとおり調整したので報告する。</p> <p>&lt;調整の方針&gt; 合併時において規定が必要な、みなべ町の特別職の報酬については、合併協議における「行財政改革推進のための事務事業の見直し」であることを原則に、合併時における一元化の作業で調整した額である。</p>

## 条例で定めるみなべ町特別職の報酬一覧

### 町長、助役、収入役、議会議員の報酬

区分	みなべ町		現 行	
		報酬の額	南部町	南部川村
町長	月額	720,000	740,000	720,000
助役	月額	590,000	620,000	590,000
収入役	月額	530,000	550,000	530,000
教育長	月額	530,000	550,000	530,000
議会議長	月額	280,000	280,000	280,000
議会副議長	月額	220,000	230,000	220,000
議会議員	月額	200,000	210,000	200,000

### 特別職の職員で非常勤の者の報酬

区分	みなべ町		現 行	
		報酬の額	南部町	南部川村
教育委員会委員長	年額	444,000	456,000	444,000
教育委員会委員	年額	360,000	396,000	360,000
監査委員	年額	130,000	130,000	140,000
選挙管理委員会委員長	年額	36,000	40,000	36,000
選挙管理委員会委員	年額	32,000	35,000	32,000
農業委員会会長	年額	130,000	130,000	160,000
農業委員会会長代理	年額	110,000	110,000	
農業委員会委員	年額	100,000	100,000	120,000
固定資産評価審査委員会委員	日額	9,000	9,000	9,000
特別職報酬等審査会委員	日額	9,000	9,000	9,000
情報公開審査会委員	日額	9,000	9,000	9,000
個人情報保護審査会委員	日額	9,000	9,000	9,000
総合計画審議会委員	日額	9,000	9,000	9,000
防災会議委員	日額	9,000	9,000	9,000
民生委員推せん会委員	日額	9,000	9,000	9,000
国民健康保険運営協議会委員	日額	9,000	(年額)15,000	(日額)9,000
介護認定審査会委員	日額	20,000	(月額)36,840	(日額)20,000
社会教育委員	年額	20,000	(年額)20,000	(日額)9,000
図書館協議会委員	日額	9,000	9,000	
文化財審議会委員	日額	9,000	(年額)15,000	(日額)9,000
体育指導委員	年額	50,000	20,000(日当別支給)	50,000
住宅入居者選考委員会委員	年額	10,000	10,000	
都市計画審議会委員	日額	9,000	9,000	
消防団 団長	年額	80,000	90,000	80,000
消防団 副団長	年額	56,000	65,000	56,000
消防団 分団長	年額	42,000	47,000	42,000
消防団 副分団長	年額	33,000	45,000	33,000
消防団 班長	年額	27,000	31,000	27,000
消防団 団員	年額	23,000	24,000	23,000
交通指導員会 会長	年額	30,000	35,000	25,000
交通指導員会 副会長	年額	27,000	30,000	25,000
交通指導員	年額	25,000	30,000	25,000
産業医	年額	50,000	50,000	60,000
自治振興委員	年額	50,000	40,000	70,000
学校医	年額	100,000	100,000	100,000
学校歯科医	年額	100,000	100,000	100,000

南部町の体育指導員出動日当 1日5000円、午前中3000円 年10回以上あり

報告第 3 4 号

みなべ町長職務執行者について

みなべ町長職務執行者について報告する。

平成 16 年 9 月 3 日提出

南部町・南部川村合併協議会

会 長 山 田 五 良

みなべ町長職務執行者について	
確認事項	<p>特別職の身分の取扱いについて (平成14年12月11日第2回協議会確認)</p> <p>新町の職務執行者については、南部町長と南部川村長が別に協議して定めるものとする。</p> <p>特別職(首長・助役・収入役・教育長)及び行政委員会委員等(教育委員・選挙管理委員等)の身分の取扱いについては、法に定めのある場合は、その規定を適用する。規定のない場合は、南部町長と南部川村長が協議して定める。</p>
報告事項	<p>みなべ町長職務執行者について、別紙協議書のとおり定めたので報告する。</p>

南部町及び南部川村の廃置分合に伴う  
みなべ町長職務執行者に関する協議書

南部町及び南部川村を廃し、その区域をもって平成16年10月1日から新たにみなべ町を設置することに伴うみなべ町長職務執行者について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第1条の2第1項の規定に基づき、下記のとおり定める。

記

みなべ町長職務執行者

山田 五良

平成16年8月26日

南部町長職務代理者  
南部町助役

南部川村長